

(5)

外務省連絡報告書

REEL No. A-1181

0445

アジア歴史資料センター

外務省連絡員名簿

米	國大使館	副領事	増尾儀四郎(米)
英	國大使館	外務書記生	高島正雄(歐)
○	「ブラジル」國大使館	外務	吉澤光夫(人事課)
加奈陀	公使館	同	同
○	「瀛洲聯邦」公使館	外務書記生	田邊新一(條)
○	「パナマ」國公使館	大使館理事官	塚山鏡太郎(通)
○	「メキシコ」國公使館	同	同
○	「エジプト」國公使館	外務書記生	林昂(歐)
○	白耳義國公使館	外務	石田久恒(歐)
和蘭	國公使館	外務	大西吉之助(米)
希臘	國公使館	外務書記生	川崎寅雄(歐)
秘魯	國公使館	外務	境田泰雄(秘書官室)

多様

一七六一

①

外交官等ノ交換ニ伴フ携帶品取扱方ニ關スル打合事項

税關構内搬入前ニ於ケル取締ト搬入後ノ税關検査トノ連絡方法

(例) 搬入前荷造及運搬ニ官憲ノ立合ヒタル物ハ監紙ヲ貼付シ税關検査ヲ省略スル等

税關構内搬入ノ際外交官ノ携帶品ト異ノ他ノ者ノ携帶品トノ判別ニ要スル連絡方法

税關構内搬入ニ混雜ヲ避ケル爲搬入日時ヲ区分スル法

四、携帶品申告書ハ税關構内搬入前ニ整備シ置ク方便ナルトコロ右屬知及指導方法

(例) 利益代表團官憲ニ輪轉セシムル等

五、税關検査ニ警察署及憲兵隊側ノ立合

(例) 要注意人物ノ携帶品ニ對シテモ線メブラシクリストノ交換等ニ依リ可及的ニ同一検査ニテ完了スル様取扱フ等

六、積込不許可品ノ處理方法

(例) 一括税關ニ保管シテ目錄ヲ作り中央ノ指示ヲ待ツ等

七、警察署ノ身柄點檢場所

一旦乗船シタル者ノ上陸及被交換者以外ノ者ノ乗船取締方法

九、身廻品及其ノ数量ニ付テノ檢討

(例) レコード・樂譜・目下税關構内ニ保管中ノ龍田有刺掛荷物

一〇、其ノ他

④
手紙等ノ一箱一箱ノ下ニ「手紙」カ

③
身廻品

②
手紙等

③
手紙等

在「宮ノ下」敵性外交官トノ聯絡報告書

歐亞局第二課
聯絡員 川崎寅雄

第一回聯絡（六月四日出張）

一、第一次交換船ニテ出發スベキ敵性外交官ノ中宮ノ下ニ在ルモノ左ノ如シ

- A 「メキシコ」公使夫妻 二
- B 「ペルー」公使夫妻 二
書記官夫妻 二
- 領事（香港） 一
- 領事（横濱） 一
- C 「コロンビア」領事 一

外務省

（日本標準規格 B5）

D 「エクアドル」領事 一

合計 一〇名ナリ

ニ「エクアドル」總領事ノ件

同總領事ニハ現在利益代表國無キ處、横濱ニ於ケル借家ノ件、家具ノ件（家具ハ「アルゼンチン」領事ニ贈與セントスル希望アリ未ダ未解決ニ付交換二日前ニ横濱ニ参リタキ希望ノ申出アリ同人ハ手持金ナキ爲、「ホテル」ノ支拂ヲ爲シ得ザル状態ナリ尙同人ハ東京、小田原商店ニ預ケ置ク荷物三個アリ

三、「メキシコ」「ペルー」「コロンビヤ」及「エクアドル」四國ノ外交官ノ所有荷物個數次ノ如シ

(日本標準規格 B6)

外務省

宮ノ下ニアル荷物 八二

東京ニアル荷物

「エクアドル」 三

「メキシコ」公使館員ハ武官ハジメ現在東京ニ居ル故
彼等ノ荷物ハスベテ東京ニ在リ

横濱ニアル荷物

「コロンビヤ」 四八

「エクアドル」 三

「ペルー」公使 一六

四、「コロンビヤ」領事ノ「カーベット」ノ件

同領事ハ「カーベット」二枚ノ持出許可ヲ願ヒ居レリ

(日本標準規格 B6)

外務省

五希臘ノ件

A 電話料金支拂濟

B 祕書「リコリス」ハ右眼ヲ病ミ居ルニ付東京中村眼科へ診察ニ參リタキ希望ヲ申越セリ

六諾威ノ件

A 書記生「ウィボルグ」夫妻ハ宿泊料ヲ支拂ハズ、依ツテ同人及ビ代理公使ニ對シ支拂方ヲ迫リタル處、代理公使ノ態度頗ル劣悪ニシテ本國ヨリ送金ナク、目下同書記生夫妻ノ宿泊料ヲ支拂フ餘裕ナク、致方ナシト云ヒ、恬然タル態度ヲ示セリ、之ニ對シ小官ハ宿泊料ヲ支拂ハズシテ「ホテル」ニ滞留スルガ如キハ許スベカラザル事實ニシテ且ツ世界中

(日本標準規格 B5)

外務省

ニソノ例ヲ見ズ、シカレバ同書記生ヲ他ニ移轉セザルヲ得ズト應ジテ次回出張ノ時何分ノ處理ヲ決スベシト述べ置キタリ

B 「ガス」損料二三錢支拂ヘリ

C 電話料金ハ二口分ヲ支拂ヘリ

他ノ一口分ノ方ハ

*Call & Co.,
Nankai 3-chome 2,
Mitsukichi Bldg, 2/1.*

(日本標準規格 B5)

外務省

七、小田原警察署ト聯絡ノ件

A、官ノ下ニ在ル荷物ヲ一括シテ（但シ手ニ持テ得ル一乃至二個ハ除ク）神奈川縣官憲ノ手ニ依リ（但シ費用ハ外務省負擔トス）官ノ下カラ直接横濱港岸第四號ニ送付スル手續ヲ依頼セル處ノ決定確答ハ小官次回出張ノ際コレヲ受ケルコトトナレリ

B、小田原警察署ニ假領置シアル物件（寫真機、拳銃等約八點）ハ如何ニ致スベキヤ、コノ件ニ關シテハ神奈川縣外事課ニ於テ裁量スベキモ外務省ノ意見ハ如何

(日本標準規格 B5)

外務省

康徳九年五月十四日

外交官並ニ在留民交換者名簿

治安部警務司

(日本標準規格 B5)

外務省

外交官及在留民交換人員調査表（康九、一四現在）

職別	米		英		白耳義		波蘭		合
	（カダ）	（フ含）							
領事館内員	二	四							二
同家族									
新聞記者									
歸國希望									
宣教師關係									
其他在留民關係（女）									
其他在留民關係（男）									
合計	一八	二〇	二	二	二	二	二	二	二一
奉濱龍									
四安									
通計									
奉濱熱									
四吉									
新錦									
計濱									
計濱									
計奉濱龍									
四吉									
熱錦									
新通									
安									
計									

第二回目

在「官ノ下」敵性外交官トノ聯絡報告書

歐亞局第二課
聯絡員 川崎寅雄

第二回聯絡（六月七日出張）

一、「エクスアドル」總領事ノ件

(イ) 同領事ノ横濱出向許可セラレタル處、六月八日早朝官ノ下發、小田原警察署ノ警官一名同行ノ上日歸リノ豫定ヲ以テ横濱往復ノコトトセリ

(ロ) 同總領事ノ「ホテル」宿泊料ニ付テハ總領事ノ歸國後西班牙公使館ノ手ヲ經テ之ガ支拂ヒヲ爲スベキ旨ヲ申越セリ、尙此ノ件ニ關シ「ホテル」側ハ外務省ヨリモ何分ノ證明アリタキ旨ヲ述

（日本標準規格 B5）

外務省

ベ居レリ

(ハ)小田原警察署ノ言ニヨレバ同總領事ニハ「アメリカ」生レノ二世ナル安川某ナル女ヲ家政婦トシテ持チ居リ彼女ハ同總領事ト共ニ「アメリカ」ヨリ來レルモノニシテ現在ハ麴町區九段四丁目一五渡邊犬猫病院ニ居候ノ形ニテ住シ居ル處廣島縣ニ未ダ見シコトナキ親類ノ者アル由ニテ、目下金無ク同總領事ニ別ノ挨拶旁々幾ラカノ金ヲ貰ヒタキ意志アル趣ニテ同總領事ニ面會ヲ請ヒテ小田原警察署ヲ訪レシコト再三ナルモ同警察署ニテハ毎回之ヲ拒絕シ居ルコト、竝ニ斯卡ル女性ノ將來ノ問題ニツイテモ何等カノ考慮警戒ヲ要スベキニ非ズヤト云ヘリ

三、諾威ノ件

外務省

(日本標準規格 B5)

書記生「ウイボルグ」ハ六月七日朝ソノ宿泊料全部ヲ支拂ヒタリ

三、希臘ノ件

秘書「リコリス」ノ東京出向ヲ許可セズ、横濱ナラバ許可セラルベキヲ傳ヘタル處、同人ハ東京中村眼科ニ參ラレザルモノトセバ當分診察ヲ見合スベシト答ヘタリ

四、小田原警察署ニ假領置シアル物件ノ處分ニ付テハ小官次回出張ノ際決定スルコトナレリ

五、官ノ下ニ在ル荷物ノ表ニ貼付スベキ「マーク」入貼紙ハ小官次回出張(六月九日)ノ際持參致シタキ處如何(二股事務官へ)

六、官ノ下ニアル荷物ヲ官ノ下ヨリ横濱へ一括送付スルノ件ハ小田原警察署ニ於テ盡力手續方了解濟トナリタル處ソノ發送日ニ關シ取

外務省

(日本標準規格 B5)

敢へズ小官ハ六月十日迄ニ用意シ置ク様外交官一行ニ傳へ置キタルモ、交換船出發ノ都合ニヨリテハ十三日頃ニ延シテモ可ナリト
思考ス

(日本標準規格 B5)

外務省

オ三四

在「宮ノ下」敵性外交官トノ聯絡報告書

歐亞局第二課
聯絡員 川崎 寅雄

第三回聯絡（六月九日出張）

「宮ノ下」ニ在ル荷物總數 七九個

内譯 「トラック」ニテ送ル分 五九個

手持ノ分 二〇個

右ハ六月十三日小田原警察署ノ手ニヨリ發送ノコトト決定セリ
尙同荷物ニ貼付スベキ「マーク」入貼紙ハ六月八日午後既ニ神奈
川縣外事課ノ手ニヨリテ持參セラレ各荷物ノ表ニ貼付済トナリ居
レリ

(日本標準規格 B5)

外務省

才四四

三、六月十七日朝宮ノ下ヲ發スベキ外交官十名ノ自動車賃及ビ汽車賃
 (二等)ハ外交官各自ノ負擔^ナルベシト思考スルモ本省ノ意見如
 何

三、小田原署ニ假領置處分中ノ物件ニ就イテハ同署主任ト打合完了セ
 リ、即チ銃器ハ持出禁止、ソレ以外ノ寫眞機、活動寫眞機及ビ双
 眼鏡等ハ「ロレンソマルケス」ニテ外交官下船ノ際之ヲ手渡スコ
 トト決定セリ(尙同物件ハ十三日外事課へ移管スル豫定)

四、埃及「カラマニ」書記官ハ小官ニ對シ瑞西「ハオザル」書記官
 ガ何時宮ノ下ニ出向致サルルヤ問合セ下サレタシト申越セリ

五、東京、小田原屋ニ在リタル「エクアドル」總領事ノ荷物ハ其後如
 何ニ相成リタルヤ小官含ミ迄御通知乞フ

(日本標準規格 B5)

外務省

在「宮ノ下」敵性外交官トノ聯絡報告書

歐亞局第二課
 聯絡員 川崎 寅雄

第四回聯絡(六月十一日出張)

一、「エクアドル」總領事ノ件

二、同總領事九日横濱出向ノ結果左ノ如シ

家具ヲ賣却シソノ受取代金ヲ以テ事務所借料ヲ支拂フコトト
 シソノ賣却願ヲ大藏省ニ申請セリ

三、東京小田原屋ニ預ケ置キタル荷物三個ハ、東京龜町區九段四
 丁目一五、渡邊大猫病院内安川ガ既ニ引取リタルモノト思考
 セラルルニ付外務省ニテ安川ヨリ受取リテ横濱港へ運送セラ

(日本標準規格 B5)

外務省

レタシトノコト

(ハ) 同總領事ノ「ホテル」宿泊料ノ件

未拂「ホテル」料(約四千六百圓)ハ歸國後必ず支拂アベシト述べ居ルモノノ具体的方法ニ關シテハ明言セズ、唯歸國後西班牙公使館ナリ「チリー」公使館ナリヲ經テ送金トスベシト云ヒ居レリ

之ニ對シ「ホテル」側ハ、斯カル料金不納ノ者ヲ滞留セシメ置キタルハ、外務省關係モアリ又警察署ノ手ニヨリ軟禁ノ形式ヲ以テセル處置ナレバコソデアリ、今更未拂ノ儘本人ニ歸國サレテハ全ク迷惑ナリ、外務省ノ方ニテ何等カノ道ヲ講ジテ實ヒタシト述べ居レリ

外務省

(日本標準規格 B5)

「ノルウェー」ノ件

(4) 同代理公使ハ公使館引渡決済ハ一日モ早ク望ミ居リタル處ニシテ、引渡マデノ賃料ハ支拂フベシト答ヘタリ、之ニ關シテハ、瑞典公使館「エリクソン」ニ全權ヲ委任スルコトトナリタリ

(5) 同公使館内ノ家具ハ、「カナダ」公使館内ヘ（「カナダ」公使館ハ「カナダ」政府所有ノ建物ナルニヨル）又ハ瑞典公使館ヘ引移スカソノ中ノイツレカノ方法ニ依ラレタシト述べ居レリ

(日本標準規格 B5)

外務省

引揚外交官輸送計畫

配車場所 台 数

出發時刻

米 國 大 使 館 十六台（五十九人）

第一班 午前九時十分
第二班 九時十三分
第三班 九時十六分
大便夫 九時二十分

加 奈 庇 公 使 館 二台（七人）

午前九時三十分

墨 西 哥 三台（八人）

午前九時三十分

「パナマ」 一台（三人）

午前九時二十分

「ブラジル」大使館 二台（四人）

午前九時三十分

（右各車ハ六月十七日午前十時迄ニ東京到着）

聖路加病院 寝台車一台（「ニカラガ」總領事） 午前八時二十分
及看護婦

(日本標準規格 B5)

外務省

聖路加病院 寝台車又ハ普通車一台 「ベナム」公 午前八時二十分
使夫人

聖母病院 寝台車一台 「本リビア」總領 午前八時廿一分
事妻

右三車ハ十七日午前九時米國大使館前ニ至リ同大使館「ドゥマン」
参事官ノ車ト共ニ國台打掛ヲテ横濱港ニ向フヘシ、「ド」参事官ノ
車ニハ参事官一名、「ユカラガ」總領事ノ車ニハ瑞西公使館「ハウス
ヘル」書記官、他ノ二車ノ中ノ一車ニ外務省歐亞局第三課林書記
生同車ス。

(日本標準規格B5)

外務省